

論点整理（確認）

現行条例と改正法との比較

項目		改正法 条文	現行広島市個人情報保護条例	改正個人情報保護法	論点
定義	論点1 条例要 配慮個人 個人情報	第60条 第5項	・思想、信条及び信教に関する個人 個人情報等、原則、収集禁止	・要配慮個人情報のほか、条例要 配慮個人情報を条例で規定可能	・現行のセンシティブ情報はほぼ要 配慮個人情報に包含されていると ころ、本市独自に規定すべき条例 要配慮個人情報は認められるか。 その場合、規定する意義はあるか。
取扱い の制限	論点2 保有の 制限	第61条	・本人からの収集の原則 ・センシティブ情報は原則収集禁 止	・法令の定める所掌事務又は業務 を遂行するため必要な場合に利 用目的を特定し、その目的達成に 必要な範囲で保有。 ・要配慮個人情報及び条例要配 慮個人情報に対して上記保有の 制限規定を超える制限を設けるこ とは許容されない。	・本人以外からの収集やセンシティブ 情報の収集に係る直接的な制限 規定がなくなることに対して手当を 講じる必要はないか。
	論点3 目的外利 用及び 提供にお ける「相当 の理由」 等の判断 の妥当性 の担保	第69条	目的外利用、提供が許容される主 な場合 ・法令に定め ・本人の同意 ・人の生命、健康、生活、財産保護 のための緊急事由 ・実施機関の内部での利用、他の 実施機関、国等への提供について 相当な理由があるとき ・審査会へ意見聴取した上で特別 な理由があるとき	目的外利用、提供が許容される主 な場合 ・法令に定め ・本人の同意 ・本人の利益 ・行政機関等の内部での利用、他 の行政機関等への提供について 相当の理由があるとき ・行政機関等以外へ提供につい ては特別の理由があるとき	「相当の理由」や「特別の理由」に 係る判断の妥当性の担保 ・相当の理由があるかは、社会通念 上、客観的にみて合理的な理由が あることが求められ、保有個人情 報の内容や当該保有個人情報の利 用目的等を勘案して個別に判断す る必要があるとされる。 ・特別の理由はさらに厳格な理由が 必要とされる。いかにして、市全体 として統一的な運用を図るか。
適正な 管理、 漏えい 等の報 告	論点4 漏えい等 の報告等	第68条	・条例には、漏えい等が発生した場 合における対応についての規定なし。 個人情報の適正な管理のための 措置に関し要綱で規定。重大事 案等が発生した場合の本人への対 応等は基本的に各局で対応。	・漏えい等、個人の権利利益を害 するおそれ大きいものとして施 行規則で定めるものが生じた場合 における個人情報保護委員会へ の報告及び本人への通知を義務 付け	・個人情報の漏えい等が発生した 場合における個人情報保護委員会 への報告については市全体で統一 的な対応となるよう同委員会への報 告に係る窓口を整備する必要がある。
開示、 訂正及 び利用 停止	論点5 請求手続	第76条 第90条 第98条	・個人情報の開示請求等は法定代 理人のみ可能	・個人情報の開示請求等について 任意代理人も可能	・代理権を有すること及び本人確認 だけで問題はないか。
	論点6 開示決定 等の期限	第83条 第94条、 第102条	・開示請求15日以内 (延長上限30日) ・訂正・利用停止請求:30日以内 (延長上限30日)	・開示請求30日以内 (延長上限30日) ・訂正・利用停止請求:30日以内 (延長上限30日)	・開示、訂正及び利用停止の手続 に関する事項については、法に反 しない限り条例に規定できることか ら、開示等の期限をどうするか。
	論点7 訂正請求 の手続		・訂正を求める内容が事実であるこ とを説明する書類等の提出義務が なくなることについて	・事実であることを説明する書類等 の提出に係る規定なし	・訂正を求める内容が事実であるこ とを説明する書類等の提出義務が なくなることについて
	論点8 不開示 情報	第78条	・本人の同意による不開示情報か らの適用除外	・国の機関、地方公共団体等の内 部又は相互間における審議、検 討等に関する情報であって、率直 な意見の交換若しくは意思決定の 中立性が不当に損なわれるおそ れがあるもの等の不開示	・改正法には現行条例にない不開 示情報の規定があること等から情報 公開条例との整合性に留意する必 要がある。

項目		改正法 条文	現行広島市個人情報保護条例	改正個人情報保護法	論点
個人情報 ファイル簿	論点9 個人情報 ファイル簿 とは別の 帳簿の作 成	第75条	・個人情報ファイルの目録の作成、 閲覧	・利用目的ごとに個人情報ファイ ル簿を作成し公表(1000人以上の ファイル)することを義務付け	・個人情報ファイル簿とは別に個人 情報の保有に関する事項を記載し た帳簿を作成することの要否
	論点10 個人情報 ファイルの 保有の届 出		・個人情報ファイルの保有に係る市 長への届出規定	・規定なし	・個人情報ファイル簿の作成、公表 に係る制度を市全体で統一的な運 用とするためには個人情報ファイ ルの保有状況等を一元的に把握す る必要があることから、市長への届出 義務を条例に規定すべきではない か。
行政機 関等匿 名加工 情報提 供制度	論点11 運用体制 の構築	第109条 ～第117 条	・規定なし	・民間事業者に対し提案の募集を 行い審査を通った者と契約を締結 し匿名加工情報を作成して提供	・本制度に係る運用体制の構築
審議会 等の役 割	論点12 審議会等 の在り方	第129条	・取扱い制限の解除要件として審 議会等への意見聴取の義務付け	・取扱い制限の解除要件として審 議会等への意見聴取の義務付け 規定なし	・個人情報の取得、利用、提供等 について、典型的に審議会等への諮 問を要件とする旨の規定を条例に 定めることは認められないことから、 事後的に制度の運用状況について 報告し個人情報の適正な取扱いに ついて有用な意見をいただくことが 考えられる。